



2026年5月23日

各 位

会 社 名 ENEOSホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 宮田 知秀  
コード番号 5020 東証プライム・名証プレミア  
問合せ先 インベスター・リレーションズ 部 IRグループ マネージャー  
菅野 裕二  
(電話番号 03-6257-7075)

## 第16回定時株主総会議案に関するISS社の反対推奨に対する当社の見解について

2026年6月25日開催の当社第16回定時株主総会の第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」につきまして、議決権行使助言会社 Institutional Shareholder Services Inc. (ISS社)は、社外取締役候補者である豊田明子氏の選任（再任）に反対を推奨しております。

これに対し、当社は、下記のとおり見解を述べさせていただきますので、当社見解をご確認・ご理解いただいたうえで議決権をご行使いただきたく、お願い申し上げます。

なお、同じく議決権行使助言会社であるGlass, Lewis & Co社は、豊田明子氏の選任（再任）に賛成を推奨しております。

記

### 1. ISS社の反対推奨の内容

ISS社は、その議決権行使推奨基準において「会社（当社）と社外取締役や社外監査役の間に、社外取締役や社外監査役として選任される以外に関係がないこと」を掲げ、「会社（当社）の主要な借入先において、勤務経験がある」ケースについては、ISS社の独立性基準を満たさないものとしています。

この点、ISS社は、豊田明子氏が、当社グループが借入れを実施している株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて、過去に勤務経験があることから、同氏の選任（再任）について反対推奨しました。

### 2. ISS社の反対推奨に対する当社の見解

当社は、次の理由から、豊田明子氏の独立性に問題はなく、同氏は当社の経営に対して適切な指導・助言を行うことが期待されると判断しております。

- (1) 当社の独立性判断基準においては、クーリングオフ期間を3年としているところ、当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所は、上場会社（当社）を主要な取引先とする者またはその業務執行者等を当該会社の独立役員として選任する場合、そのクーリングオフ期間を1年としており、また、ニューヨーク証券取引所は、同様のケースにおいて、そのクーリングオフ期間を3年としておりますので、当社の独立性判断基準のクーリングオフ期間は、妥当と考えております。この点、豊田明子氏は、株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）および株式会社みずほホールディン

グス（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）で勤務しておりましたが、同氏によると 2001 年 1 月以降は貸付分野には関与せず、M&A アドバイザリーの分野に特化しており、以降 25 年以上が経過しております。また、同氏は、他社数社等での勤務を経たうえ、2016 年 9 月に同社グループの M&A アドバイザリー会社を退職し、以降約 10 年が経過しております。

- (2) 当社グループは、株式会社みずほ銀行から借入れを実施しておりますが、豊田明子氏に照会したところ、当該借入れは、同氏が関与したものではなく、また、現在、同氏と同社および同社のグループ会社との間に一切の関係がないことを確認できております。さらに、同氏は、過去の勤務経験において、当社グループの案件に関与したことはありません。
- (3) 以上により、当社は、豊田明子氏の独立性に問題はなく、同氏は、M&A 戦略、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計および税務・法務に関する高い見識と豊富な経験に基づき、2024 年より監査等委員である取締役として当社の経営に対して適切な指導・助言を行っており、また、今後も適切な指導・助言を行うことが期待されると判断しております。

以 上